

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/ict/2016111500030

執行機関名 徳島県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等(専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。次表の五の項において同じ。)における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(専攻科に限る)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 七の項 私立の高等学校等(専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。次表の五の項において同じ。)における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金支給要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 本専攻科給付金は、高等学校等専攻科に在学する全ての意志ある専攻科の生徒が安心して教育を受けられるよう、専攻科の生徒がいる低所得世帯を対象に専攻科給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金支給要綱